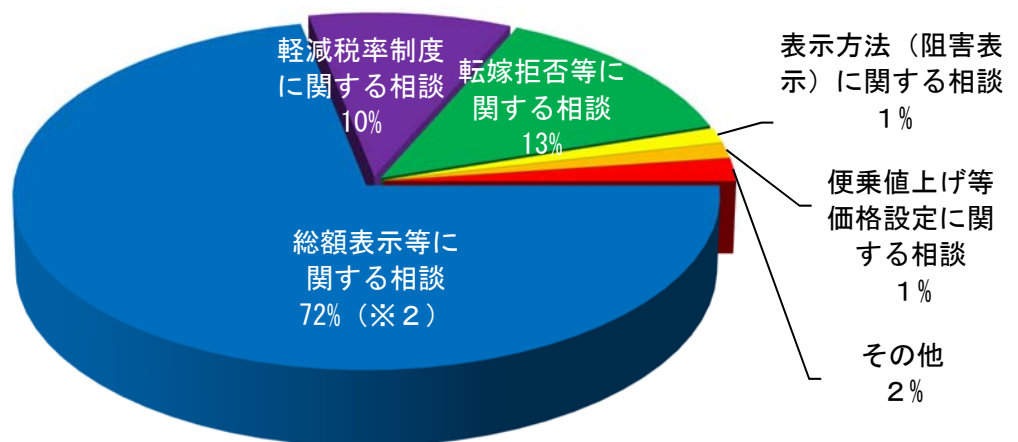


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年9月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年9月（9/1～9/30））は以下のとおり。

1 相談件数

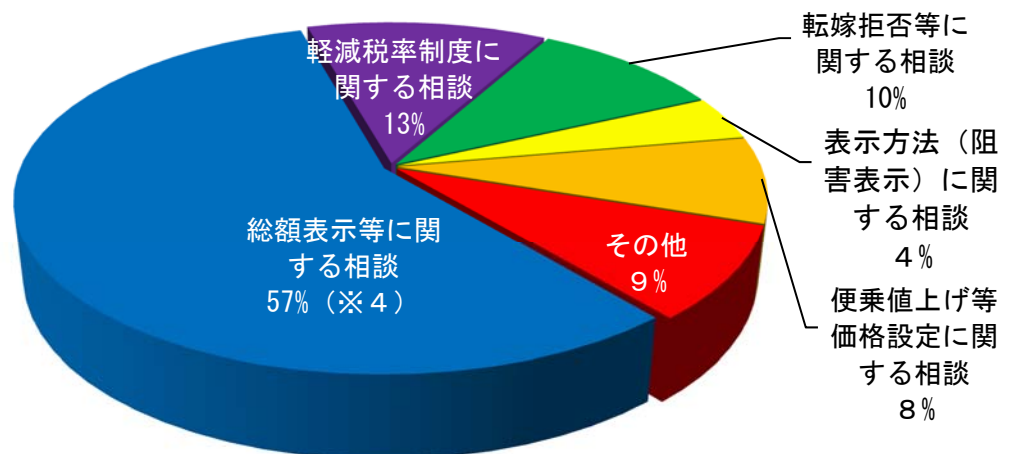
9月の相談件数：電話119件、メール23件
【相談内容（全142件）の内訳（※1）】



※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が71%、消費税一般に関する相談が29%

<参考> 平成25年10月から令和2年9月までの累計の相談件数
電話29,857件、メール3,199件
【相談内容（全33,056件）の内訳（※3）】



※3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は925件

※4 うち総額表示に関する相談が16%、消費税一般に関する相談が84%

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

- Q. 事業者です。令和3年4月1日から総額表示が義務化されますが、「2,980 円(税込 3,278 円)」という表示方法は認められますか。
- A. 総額表示の義務付けは、消費者が値札や広告等を見れば、「消費税相当額(含む地方消費税相当額。以下同じ。)を含む支払総額」を一目で分かるようにするためのものですので、御質問のような表示方法(「税抜価格」を本書きとする表示方法)であっても、直ちに総額表示の義務付けに反するものではありません。
- しかしながら、他の表示方法に比べて文字の大きさや色合い等を変えることにより「税抜価格」をことさら強調する等、「2,980円」が「税込価格」であると消費者が誤認するような表示がされた場合には、総額表示の観点から問題が生じうるということもとより、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」の問題が生ずるおそれもありますので、消費者が「税抜価格」を「税込価格」と誤認することのないような表示を行う必要があります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

- Q. 個人事業者です。取引先(法人)に顧客を紹介し、成約になった場合は、取引先から10万円の紹介手数料が支払われます。しかし、この紹介手数料は、消費税率が8%から10%に引き上がった際も変わりませんでした。覚書には、紹介手数料は税込価格であると記載されています。取引先から消費税率引上げ分の2%をいただくことはできないのでしょうか。
- A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。
- 消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合等です。
- 覚書に税込の金額が記載されているとの理由のみで取引価格を据え置くことは合理的な理由があるものと言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上、問題となります。「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁等にご相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者のご希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

- Q. 当社は月極駐車場を管理している個人事業者です。平成27年4月から令和2年3月末まで駐車場を賃貸していた取引先(法人)から、契約解除後の令和2年8月に、消費税率が8%から10%に引き上がった際に増税分を支払っていなかったとの連絡を受けました。増税の際に当社から特に引上げ要請はしませんでした。このような場合でも、取引先の行為は買ったたきになってしまうのでしょうか。
- A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い

対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合等です。

ご相談いただいたような場合であっても、特定事業者が、単に特定供給事業者から取引価格の引上げの要請がないことのみを理由に、取引先に意思の確認等をせずに消費税率引上げ後の取引価格(税込価格)を据え置くことは、合理的な理由があるものとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上、問題となります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 税率が 10%の商品を購入したにもかかわらず、交付されたレシートにはその商品が軽減税率対象である旨及び適用税率が8%と記載されていました。当方で課税仕入れの計算をする際はどのようにしたらよろしいでしょうか。

A. 適用税率に誤りがあるレシートを受領した場合、基本的には取引先に対して、「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

その上で、適切な税率(10%)に基づき課税仕入れを計算することとなります。

なお、区分記載請求書等保存方式の下において、

・3万円未満の少額な取引等

・3万円以上の取引であっても「請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由がある場合」

については、請求書等の保存がなくとも、一定の事項が記載された帳簿を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。

仮に、買手が売手にレシートの再交付を依頼しても交付を受けられなかった場合等は、「請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由がある場合」に該当するものと考えられます。

また、その他消費税の申告に関することについては、下記の国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>

の「消費税申告に関する各種情報」をご参照ください。

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160